

日鳥協発第18-200号
平成19年1月18日

関係各位様

(社)日本食鳥協会
会長 芳賀 仁
高病原性鳥インフルエンザ
関係対策本部長 芳賀 仁



宮崎県で分離されたH5N1亜型のA型インフルエンザウイルスにおける
病原性判定試験の結果のお知らせ

表記のことについて、別紙のとおりプレスリリースがあったので念のため、お知らせします。

なお、既報のとおり強毒性であることから、会員の皆様におかれましては、引き続き防疫指針に基づいた対応方をよろしくお願いします。

別紙

プレスリリース

宮崎県で分離されたH5N1亜型のA型インフルエンザウイルスにおける
病原性判定試験の結果について

鶏肉、鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。

宮崎県で分離されたH5N1亜型のA型インフルエンザウイルスにおける
病原性判定試験の結果について

1. 病原性判定試験の結果

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所(動物衛生研究所)において、宮崎県で分離されたH5N1亜型のA型インフルエンザウイルスの病原性判定試験を行ったところ、強毒タイプのウイルスであることが判明した。

2. 今後の対応

動物衛生研究所において引き続き当該ウイルスの遺伝子解析を行い、結果について家きん疾病小委員会で検討する。

(参考)

病原性判定試験とは:

国際獣疫事務局(OIE)マニュアルに準拠して、分離されたウイルスを4～8週齢の鶏8羽に接種し、10日間経過観察を行い、10日以内に6羽以上死亡した場合を強毒タイプのウイルスと判定する。

なお、今回は1月16日に鶏8羽に接種し、18日に結果判定(全て死亡)。

【報道機関へのお願い】

1. **現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあることから、厳に慎むようお願いいたします。**
2. 今後とも、本病に関する情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないよう、ご協力をお願いします。

鶏卵、鶏肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。

【問い合わせ先】

農林水産省消費・安全局 動物衛生課
担当: 山口
代表: 03-3502-8111(内線 3202)
直通: 03-3502-0767